

# 生活支援特別給付金(均等割のみ課税及びこども加算)申請書

支給市区町村(※基準日時点の市区町

福島市

長様

管理コード

市区町村  
受付印

裏面記載の【誓約・同意事項】をすべて確認し、同意の上申請します。

## 1. 申請・請求者(世帯主)

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	電話番号
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	- -
申請者の現住所(住民票所在地)	令和5年1月1日時点の住所 【現住所と異なる場合】	令和5年度 住民税課税状況
		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告

## 2. 申請内容

※該当するものにチェックしてください

<input type="checkbox"/> 生活支援特別給付金(均等割のみ課税) 【1世帯当たり10万円】	<input type="checkbox"/> 生活支援特別給付金(こども加算) 【対象児童1人あたり5万円】
---	---

## 3. 申請者が属する世帯の状況

※令和5年12月1日時点の同一世帯の世帯員の状況を記載

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	こども加算 平成17年4月2日~令和 5年12月1日生まれの児童 で生計を同一にしてい る方に○をつけてください	令和5年1月1日時点の住所 【現住所と異なる場合】	令和5年度 住民税課税状況
1			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告

## 4. 追加児童の状況

※令和5年12月2日以降に生まれた新生児や令和5年12月1日時点で  
別世帯で扶養している(生計を同一にしている)児童について記載

### 添付書類

下記に児童名を記載した場合、児童が属する世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のあるもの)を添付してください。

	(フリガナ) 氏名	生年月日	別世帯の児童を扶養している場合	
			世帯を別にする理由	住所
1		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 学生寮、下宿等 <input type="checkbox"/> その他( )	
2		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 学生寮、下宿等 <input type="checkbox"/> その他( )	
3		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 学生寮、下宿等 <input type="checkbox"/> その他( )	

(裏面も確認してください。)

5. 受取方法 ア・イ・ウのいずれか1つを選びください。

給付金は1. 申請者の口座へ振込みます。※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

ア	世帯主口座への振込 代理受給の場合は代理人 口座を記入	金融機関名		支店名	種別	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
			銀行 金庫 組合		本店 支店・支所 出張所	1.普通 2.当座	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

※振込口座を世帯主以外にしたい場合は、別途代理受給申請書を添付してください。

イ	マイナポータルで登録した公金口座の利用を希望。
ウ	金融機関口座を持っていない ⇒ 別途市より手続きを案内します。

6. 添付書類

【全員共通】

『申請者の本人確認書類のコピー』

※申請者の個人番号カード(マイナンバーの通知カードは除く)、運転免許証、旅券、健康保険証等のコピーを添付してください。

『受取口座を確認できる書類のコピー』

※通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーを添付してください。

【該当する方のみ】

<令和5年12月2日以降に生まれた新生児や令和5年12月1日時点で別世帯で扶養している(生計を同一にしている)児童がいる場合>

『児童が属する世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のあるもの)』

<振込口座を世帯主以外にしたい場合>

『代理受給申請書』及び代理受給申請書に記載の必要書類

【誓約・同意事項】

均等割のみ課税

(1)生活支援特別給付金(均等割のみ課税)(以下「給付金」という。)の受給要件(※)に該当します。

※均等割のみ課税受給要件:生活支援特別給付金(7万円)の給付対象者以外の世帯で令和5年度住民税所得割が課税されておらず、令和5年12月1日において福島市に住民登録をしています。令和5年度住民税課税者に扶養されている者のみで構成された世帯、または専従者である世帯ではありません(市外に在住の課税者に扶養されている場合を含む。)

(2)世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

(3)福島市の求める関係書類の提出をします。また、福島市が定める期限までに関係書類を提出しない場合、当該提出を取り下げたものとみなすことに同意します。なお、確認のために提出した関係書類の返還は求めません。

(4)福島市が支給決定をした後、確認書の不備による振込不能等の理由により支払いが完了せず、かつ福島市の定める期限までに、提出・受給者(代理人を含む。)に連絡・確認ができない場合は、当該提出が取り下げたものとみなすことに同意します。

(5)支給後申告や更正があったことで、給付金の受給要件に該当しないことが判明し、福島市から求められた場合は、給付金を返還します。

(6)<同一世帯に対象者が複数いる場合>対象者全員が同意したうえで、給付金の申請書を提出・受給します。

また、対象者等からの申し立てがあった場合には対象者全員が連携し、責任を持って解決します。

(7)世帯全員が令和5年1月2日以降に国外から転入し、令和5年度住民税の対象でない者ではありません。

こども加算

(1)生活支援特別給付金(こども加算)(以下「こども加算」という。)の受給要件(※)に該当します。

※こども加算受給要件:生活支援特別給付金(7万円)もしくは生活支援特別給付金(均等割のみ課税)の受給対象であり、令和5年12月1日(以下「基準日」という。)において、対象児童(基準日時点で同世帯にいる18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童)と生計が同一となっています。

(2)上記生活支援特別給付金(均等割のみ課税)の誓約・同意事項(3)~(6)に同意します。

事務局 使用欄	受付	口座添付	本人確認添付	データ入力	金額		備考
					均	万円	
				子	万円		